

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月30日

【計算期間】 第8期中（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

【ファンド名】 日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM
（Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy
FundSM）

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A
（9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 下 瀬 伸 彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【ファンドの運用状況】

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM (Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM) (以下「サブ・ファンド」といい、日興オフショア・ファンズを「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(注)「ROCKEFELLER」は、ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクによりライセンスされたサービス・マークである。本ファンドの正式名称は上記の通りであるが、技術上の理由でやむを得ず表示できない場合は、「日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド (SM)」または「Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund (SM)」と表記することがある。また、日本において、本ファンドの名称について、「日興オフショア・ファンズ」を省略することがある。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成25年7月末日現在)

資産の種類	発行地(国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	8,837,552,227	100.27
現金・その他の資産 (負債控除後)		(24,040,390)	(0.27)
合計(純資産総額)		8,813,511,837	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 上表中、投資信託の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、端数処理の方法が異なるため、下表中の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない。

(注3) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨および円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年7月末日現在）

資産の種類	発行地（国名）	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ合衆国	4,429,699,252	50.12
	イギリス	1,359,099,942	15.38
	オランダ	741,218,299	8.39
	オーストラリア	373,922,755	4.23
	カナダ	365,048,014	4.13
	ノルウェー	361,270,885	4.09
	韓国	178,548,556	2.02
	ブラジル	96,855,563	1.10
	ポルトガル	89,104,401	1.01
	日本	72,930,000	0.83
	小計	8,067,697,667	91.29
	預託証書	フランス	440,086,350
イギリス		208,245,673	2.36
韓国		69,200,861	0.78
小計		717,532,884	8.12
小計		8,785,230,551	99.41
現金・その他の資産 （負債控除後）		52,321,674	0.59
合計（純資産総額）		8,837,552,225	100.00

（注）投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

投資有価証券の主要銘柄

(平成25年7月末日現在)

銘柄	発行地 (国名)	種類	口数(口)	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NRGE トレーディング・リミテッド	ケイマン諸島	投資信託	879,235	9,884	8,690,603,161	10,051	8,837,552,227	100.27

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの主要な投資有価証券である。

(平成25年7月末日現在)

順位	銘柄	発行地 (国名)	種類	業種	保有株式数 (株)	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	CHEVRON CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	60,584	8,397	508,694,344	12,307	745,603,718	8.44
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC - A- (GBP)	オランダ	株式	石油	193,168	3,765	727,284,478	3,296	636,651,591	7.20
3	TOTAL SA-SPON -ADR-	フランス	預託証券	石油	84,800	3,480	295,145,351	5,190	440,086,350	4.98
4	OCEANEERING INTL INC	アメリカ合衆国	株式	石油	38,348	2,138	81,992,529	7,775	298,146,565	3.37
5	ANADARKO PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	33,089	5,085	168,265,207	8,689	287,498,206	3.25
6	CENTRICA PLC	イギリス	株式	資源・公益事業	489,630	340	166,641,616	575	281,456,812	3.18
7	BAKER HUGHES INC	アメリカ合衆国	株式	石油	58,900	4,600	270,921,972	4,611	271,613,446	3.07
8	CAMERON INTL CORP	アメリカ合衆国	株式	資源・公益事業	45,520	3,171	144,336,208	5,670	258,103,696	2.92
9	JOHNSON MATTHEY PLC	イギリス	株式	化学エネルギー 関連	51,135	3,393	173,502,890	4,220	215,770,979	2.44
10	CANADIAN NATURAL RESOURCES	カナダ	株式	石油	71,570	4,127	295,395,797	3,005	215,054,911	2.43
11	BG GROUP PLC	イギリス	株式	石油	119,790	2,206	264,219,602	1,750	209,630,808	2.37
12	BP PLC - SPONS ADR	イギリス	預託証券	石油	50,990	3,110	158,553,624	4,084	208,245,673	2.36
13	OPHIR ENERGY PLC	イギリス	株式	石油	351,320	319	112,243,682	568	199,595,709	2.26
14	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	アメリカ合衆国	株式	石油	69,930	695	48,592,243	2,846	199,042,482	2.25
15	SANTOS LTD	オーストラリア	株式	石油	163,380	1,243	203,045,574	1,209	197,516,038	2.23
16	APACHE CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	24,980	7,713	192,665,393	7,884	196,951,017	2.23
17	NOBLE ENERGY INC	アメリカ合衆国	株式	石油	31,540	3,176	100,181,250	6,117	192,938,629	2.18
18	SUBSEA 7 SA	イギリス	株式	資源・公益事業	100,477	1,627	163,524,569	1,827	183,583,788	2.08
19	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	韓国	株式	資源・公益事業	71,510	2,109	150,847,440	2,497	178,548,556	2.02
20	STATOIL ASA	ノルウェー	株式	石油	85,132	1,873	159,482,891	2,095	178,388,120	2.02
21	TULLOW OIL PLC	イギリス	株式	石油	113,570	1,202	136,473,023	1,530	173,786,322	1.97
22	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	19,830	5,770	114,427,950	8,642	171,364,282	1.94
23	WILLIAMS COMPANIES INC	アメリカ合衆国	株式	エネルギー関連 コングロマリッド	50,630	1,262	63,893,070	3,308	167,491,059	1.90
24	HESS CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	23,000	5,135	118,106,900	7,161	164,709,297	1.86
25	DEVON ENERGY CORP	アメリカ合衆国	株式	石油	28,011	5,235	146,624,175	5,371	150,438,978	1.70
26	AFRICA OIL CORP	カナダ	株式	資源・公益事業	215,830	194	41,907,562	695	149,993,103	1.70
27	NATIONAL OILWELL VARCO INC	アメリカ合衆国	株式	石油	21,730	3,223	70,041,380	6,790	147,556,290	1.67
28	DRESSER RAND GROUP INC	アメリカ合衆国	株式	石油	24,440	3,001	73,347,695	5,894	144,053,792	1.63
29	EOG RESOURCES INC	アメリカ合衆国	株式	石油	9,410	9,411	88,559,190	14,099	132,675,928	1.50
30	CONTINENTAL RESOURCES INC	アメリカ合衆国	株式	石油	13,880	2,611	36,241,778	8,959	124,346,561	1.41

(注) 投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

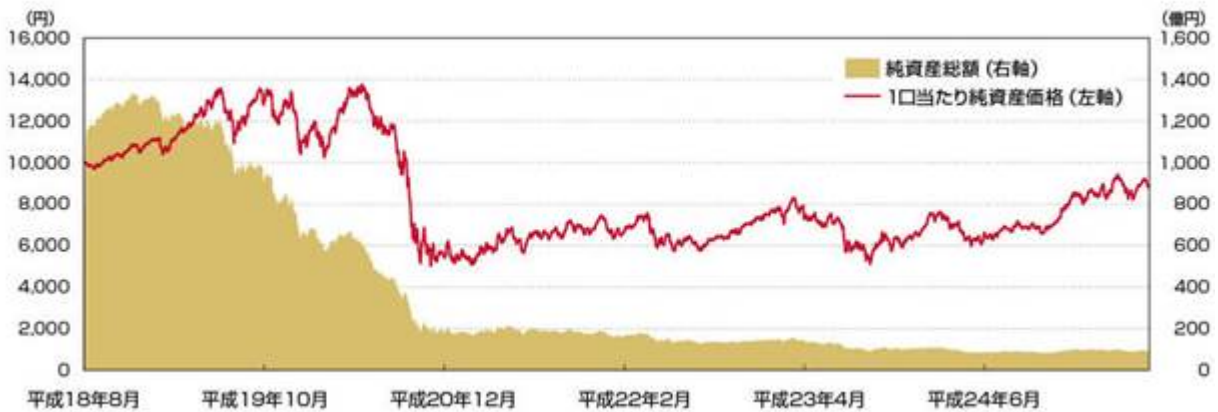
平成25年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
平成24年8月末日	8,477,348,917	6,653
平成24年9月末日	8,535,278,173	6,850
平成24年10月末日	8,261,092,353	6,794
平成24年11月末日	8,244,324,573	6,931
平成24年12月末日	8,631,577,120	7,382
平成25年1月末日	9,608,845,187	8,321
平成25年2月末日	9,301,120,958	8,185
平成25年3月末日	9,381,404,377	8,451
平成25年4月末日	9,159,543,300	8,623
平成25年5月末日	9,412,417,469	9,080
平成25年6月末日	8,667,640,228	8,485
平成25年7月末日	8,813,511,837	8,778

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成18年8月31日(運用開始日)から平成25年7月末日まで)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

期間	収益率（注）
平成24年8月1日～平成25年7月31日	33.53%

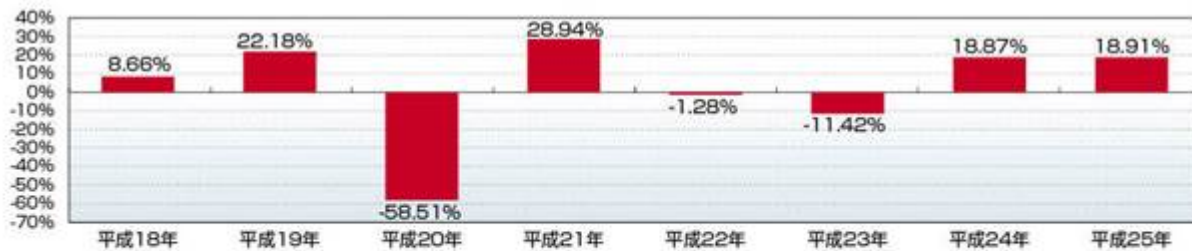
（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末現在の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 上記期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額（税引前）を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落の額）（平成18年の場合、当初発行価格）

（注2）平成18年は8月31日（運用開始日）から12月31日まで、平成25年は、1月1日から7月末日までの収益率です。

2【販売及び買戻しの実績】

平成25年7月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成25年7月末日現在の発行済口数は次の通りである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,806	285,519	1,004,078
(2,806)	(285,519)	(1,004,078)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 上記中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

純資産計算書

2013年6月30日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		8,889,128,879
時価	2.2	8,722,153,864
資産合計		8,722,153,864
負債		
未払投資運用報酬	6	23,154,911
未払販売報酬	8	13,872,453
未払印刷・公告費		5,363,853
未払専門家報酬		3,345,416
未払管理事務代行報酬	5	3,003,336
未払弁護士報酬		2,628,573
未払代行協会員報酬	9	2,312,353
未払受託報酬	3	370,312
未払保管報酬	7	231,215
未払管理報酬	4	231,214
負債合計		54,513,636
純資産合計		8,667,640,228
発行済受益証券口数		1,021,579 口
1口当たり純資産価格		8,485 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

統計情報

期末現在発行済受益証券口数：

2011年12月31日現在	1,581,670 口
2012年12月31日現在	1,169,214 口
発行受益証券口数	2,466 口
買戻受益証券口数	(150,101)口
2013年6月30日現在	1,021,579 口

日本円

期末現在純資産合計：

2011年12月31日現在	9,822,366,002
2012年12月31日現在	8,631,577,120
2013年6月30日現在	8,667,640,228

日本円

受益証券1口当たり純資産価格：

2011年12月31日現在	6,210
2012年12月31日現在	7,382
2013年6月30日現在	8,485

日興オフショア・ファンズ -

日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

財務書類に対する注記

2013年6月30日現在

注1．活動

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「当サブ・ファンド」という。）は、基本信託証券および補完信託証券に基づいて設定された、日興オフショア・ファンズ（以下「当トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

投資目的および方針

当サブ・ファンドは、長期的に元本の維持および合理的な成長を目指している。

当サブ・ファンドは、法律、責任またはその他の理由から、すべての資産をNRGEトレーディング・リミテッドという名称の単一のトレーディング・カンパニー（以下「当社」という。）を通じて投資している。当社は、当サブ・ファンドによって完全所有されており、当社の投資証券は当サブ・ファンドの資産の一部を構成している。

当サブ・ファンドの財務書類は、当サブ・ファンドによって完全所有されている当社の財務書類（以下に開示されている。）と共に閲覧されるべきである。

注2．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券に対する投資の評価

当社に対する投資は、管理事務代行会社が提供する純資産価額に基づいた公正価値で評価される。

2.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

注3．受託報酬

受託会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルである。

注4．管理報酬

管理会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資顧問会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.90%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.70%

注7．保管報酬

保管会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．販売報酬

販売会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.60%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.70%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.90%

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、当サブ・ファンドの資産から、当サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．費用

当サブ・ファンドおよび当社との間の費用契約に従って、当社に関する一定の報酬および費用は、当サブ・ファンドのレベルで計上される。

注11．税金**11.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当サブ・ファンドが支払うべき税金は特になし。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

11.2 その他の国々

当サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

(2) 【投資有価証券明細表等】

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資明細表

2013年6月30日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率 [*]
投資信託			日本円	日本円	%
899,320	NRGE トレーディング・リミテッド	日本円	8,889,128,879	8,722,153,864	100.63
投資信託合計			8,889,128,879	8,722,153,864	100.63
投資合計			8,889,128,879	8,722,153,864	100.63

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資の分類

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託	100.63
		100.63
投資合計		100.63

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

<NRGEトレーディング・リミテッドの財務書類>

NRGEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2013年6月30日現在

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資		
取得原価		6,850,034,268
時価	2.2	8,590,233,515
銀行預金		121,349,733
未収配当金		10,570,620
資産合計		<u>8,722,153,868</u>
純資産合計		<u>8,722,153,868</u>
発行済投資証券口数		899,320 口
投資証券1口当たり純資産価格		9,699 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

統計情報

期末現在発行済投資証券口数：

2011年12月31日	1,431,932 □
2012年12月31日	1,038,287 □
発行投資証券口数	628 □
買戻投資証券口数	(139,595) □
2013年6月30日	899,320 □

日本円

期末現在純資産合計：

2011年12月31日	9,873,416,270
2012年12月31日	8,677,411,050
2013年6月30日	8,722,153,868

日本円

投資証券1口当たり純資産価格：

2011年12月31日	6,895
2012年12月31日	8,357
2013年6月30日	9,699

NRGEトレーディング・リミテッド

財務書類に対する注記

2013年6月30日現在

注1．活動

NRGEトレーディング・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された免税会社である。当社は、主として日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）の投資会社として従事するように指定されている。

投資の目的および方針

当社の投資目的および方針は、サブ・ファンドと同様に、長期的に元本の維持および合理的な成長を目指すことである。

投資目的は、エネルギーの生産および供給に従事する大手有力企業、ならびにエネルギー産業を支援する製品およびサービスを提供する企業またはその他のエネルギー産業に関連する企業の株式および固定利付債券に対する投資を通じて達成される。

当社は、これらの証券への直接投資、またはかかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券もしくは投資証券への投資を行っている。

当社の参考資産配分は、以下の通りである。

- ・ 50%から100% - 世界株式および株式関連証券
- ・ 0%から50% - 固定利付債券（現金を含む。）
- ・ 0%から15% - 2012年9月28日以降：流動性の低い証券

投資運用会社は、市場、経済または政情の悪化に応じて、一時的に防御ポジションを取ることで、上記の資産配分を変更することができる。そのような場合、当社は、資産の大部分を現金または投資適格債券で保有することがあり、投資目的を達成できない可能性がある。

注2．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券および金融商品に対する投資の評価

- (a) 集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在において入手可能な純資産価額で評価される（評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、直近日の純資産価額を使用する）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の入手可能な市場価格で評価される。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (d) スワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。

(e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

2.3 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.4 配当利息

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.5 為替予約

為替予約は、純資産計算書日現在適用可能な先物レートで、満期日までの残存期間に関して評価される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

2013年6月30日現在、日本円以外の通貨建である当社の資産および負債の外貨換算に使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	91.5076	英ポンド	150.7225
ブラジル・レアル	44.9394	韓国ウォン	0.0865
カナダ・ドル	94.3838	ノルウェー・クローネ	16.3822
ユーロ	128.9190	米ドル	98.8150

注3．費用

サブ・ファンドと当社との間の費用負担契約に従って、当社に関係する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドで計上される。

注4．税金

4.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法の下では、当社が支払うべき税金は特にない。したがって、財務書類上で所得税の引当計上は行われていない。

4.2 その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。投資証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、投資証券の購入、保有および買戻しに対し発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

NRGEトレーディング・リミテッド

投資明細表

2013年6月30日現在

(訳者注)

以下の表中の各通貨については、以下を参照のこと。

GBP = 英ポンド	EUR = ユーロ
CAD = カナダ・ドル	JPY = 日本円
NOK = ノルウェー・クローネ	KRW = 韓国ウォン
USD = 米ドル	BRL = ブラジル・リアル
AUD = 豪ドル	

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券					
株式			日本円	日本円	%
472,260	AFREN PLC	GBP	78,477,264	94,313,784	1.08
215,830	AFRICA OIL CORP	CAD	41,907,562	146,670,119	1.68
54,520	AKER SOLUTIONS ASA	NOK	90,838,088	73,239,141	0.84
33,089	ANADARKO PETROLEUM CORP	USD	168,265,207	281,291,324	3.23
24,980	APACHE CORP	USD	192,665,393	207,493,545	2.38
16,342	ATWOOD OCEANICS INC	USD	59,366,167	83,809,902	0.96
58,900	BAKER HUGHES INC	USD	270,921,972	266,972,671	3.06
367,513	BEACH ENERGY LTD	AUD	48,707,134	38,170,310	0.44
119,790	BG GROUP PLC	GBP	264,219,602	204,292,907	2.34
27,957	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	EUR	117,782,966	100,160,379	1.15
50,990	BP PLC - SPONS ADR	USD	158,553,624	210,511,691	2.41
12,620	BRISTOW GROUP INC	USD	47,012,798	82,142,854	0.94
45,520	CAMERON INTL CORP	USD	144,336,208	277,710,085	3.18
71,570	CANADIAN NATURAL RESOURCES	USD	295,395,797	201,769,520	2.31
489,630	CENTRICA PLC	GBP	166,641,616	264,935,791	3.04
33,120	CHENIERE ENERGY INC	USD	37,356,083	90,066,135	1.03
60,584	CHEVRON CORP	USD	508,694,344	710,670,063	8.14
69,930	COBALT INTERNATIONAL ENERGY	USD	48,592,243	184,569,607	2.12
12,020	CONSOLIDATED EDISON INC	USD	50,471,806	68,937,359	0.79
13,880	CONTINENTAL RESOURCES INC	USD	36,241,778	116,623,056	1.34
28,011	DEVON ENERGY CORP	USD	146,624,175	144,927,574	1.66
24,440	DRESSER RAND GROUP INC	USD	73,347,695	145,288,688	1.67
10,580	DRIL-QUIP INC	USD	66,052,394	93,380,706	1.07
9,410	EOG RESOURCES INC	USD	88,559,190	121,819,508	1.40
56,720	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	EUR	151,818,049	84,603,129	0.97
27,140	HALLIBURTON CO	USD	60,112,682	112,208,121	1.29
42,334	HELIX ENERGY SOLUTIONS GROUP	USD	55,062,516	97,092,843	1.11
10,600	HELMERICH AND PAYNE	USD	48,808,551	65,684,884	0.75
23,000	HESS CORP	USD	118,106,900	152,387,516	1.75
170	INPEX CORPORATION	JPY	126,136,843	70,380,000	0.81
51,135	JOHNSON MATTHEY PLC	GBP	173,502,890	201,157,825	2.31
71,510	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	KRW	150,847,440	164,005,753	1.88
56,580	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	USD	55,590,910	62,115,469	0.71
21,730	NATIONAL OILWELL VARCO INC	USD	70,041,380	147,000,697	1.69
31,540	NOBLE ENERGY INC	USD	100,181,250	189,740,091	2.18
19,830	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	USD	114,427,950	176,962,534	2.03
38,348	OCEANEERING INTL INC	USD	81,992,529	272,871,578	3.13
139,436	OIL SEARCH LIMITED	AUD	80,313,434	98,630,567	1.13

351,320	OPHIR ENERGY PLC	GBP	112,243,682	191,791,557	2.20
5,825,200	PANCONTINENTAL OIL AND GAS NL	AUD	87,680,409	26,652,501	0.31
77,770	PETROLEUM GEO-SERVICES	NOK	111,806,170	95,999,484	1.10
26,310	QUESTAR CORP	USD	26,266,712	62,395,728	0.72
211,909	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	GBP	797,845,018	671,048,051	7.68
163,380	SANTOS LTD	AUD	203,045,574	187,329,893	2.15
133,070	STATOIL ASA	NOK	249,288,026	274,024,239	3.14
75,700	SUBSEA 7 SA	NOK	118,273,106	131,454,449	1.51
84,800	TOTAL SA-SPON -ADR-	USD	295,145,351	406,238,646	4.65
113,570	TULLOW OIL PLC	GBP	136,473,023	174,085,557	2.00
80,750	WEG SA	BRL	60,099,697	101,607,870	1.16
50,630	WILLIAMS COMPANIES INC	USD	63,893,070	162,997,814	1.87
株式合計			6,850,034,268	8,590,233,515	98.49
有価証券に対する投資合計			6,850,034,268	8,590,233,515	98.49

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

NRGEトレーディング・リミテッド

投資の分類

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
アメリカ合衆国		
	石油	38.87
	エネルギー・公益事業	7.80
	コングロマリットエネルギー関連	1.87
	運輸	0.94
		49.48
イギリス		
	石油	10.04
	エネルギー・公益事業	4.54
	化学エネルギー関連	2.31
		16.89
オランダ		
	石油	7.69
	各種サービスエネルギー関連	1.15
		8.84
ノルウェー		
	石油	4.24
	エネルギー・公益事業	0.84
		5.08
フランス		
	石油	4.66
		4.66

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

国名	業種	比率(%) [*]
オーストラリア		
	石油	4.02
		4.02
カナダ		
	石油	2.31
	エネルギー・公益事業	1.68
		3.99
韓国		
	エネルギー・公益事業	2.59
		2.59
ブラジル		
	機械・装置製造	1.16
		1.16
ポルトガル		
	石油	0.97
		0.97
日本		
	石油	0.81
		0.81
投資合計		98.49

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

管理会社の資本金は446,220ユーロ(約5,803万円)で、平成25年3月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約3,224円)の記名式株式18,000株を発行済である。

(注)ユーロの円換算額は、便宜上、平成25年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=130.05円)による。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年商事会社法は、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。管理会社は、投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」という。)第16章に基づき、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全子会社である。

管理会社は、2010年法第125条に定められる意味における投資信託の管理を行うことを目的とする。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売促進に関連する業務を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益と考えられるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにサブ・ファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理、運営および販売に関する業務を行うことができる。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業(投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。)に委託する権限を有する。ただし、管理会社は上記の委託先が信託証書に定める規定を遵守することを確保しなければならない。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、責任を負わない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドに関係する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつ関連するサブ・ファンドの信託証書に基づきまたは当該サブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の故意の不履行、重過失または詐欺による判断ミスまたは作為もしくは不作為により生じたあらゆる損失、コストまたは費用には適用されない。

ファンドの管理会社の任期は、受益者決議による事前承認により受託会社により解任されない限り、ファンドの信託期間中とする。管理会社は、受託会社に対し90日前までに書面による通知を行うことにより辞任することができる。

管理会社は、平成25年7月末日現在、18本のファンドを管理および運営している。

管理会社が管理および運営しているファンドは以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建： 3,001,098,531米ドル ユーロ建： 11,844,282ユーロ 日本円建： 182,021,130,971円 豪ドル建： 2,189,459,683豪ドル ニュージーランド・ドル建： 782,278,058ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 73,312,081カナダ・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	4本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、14本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

(3) 【その他】

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

サブ・ファンドは、管理会社の住所地であるルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグにおいて販売のために登録されていない。サブ・ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督当局による監督にも服していない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の受益者の保護は、サブ・ファンドの投資者には提供されない。

ルクセンブルグにおける、またはルクセンブルグから行われる公衆に対する受益証券のいかなる勧誘または販売も違法となる。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 130.05円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2013年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2013年3月31日		2012年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	248,271	32,288	286,778	37,295
- 現金および預金		2,227,201	289,647	2,213,620	287,881
前払金および未収収益		11,250	1,463	0	0
資産合計		2,486,722	323,398	2,500,398	325,177
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	58,031	446,220	58,031
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,803	44,622	5,803
その他の積立金	6	1,369,115	178,053	998,765	129,889
		1,413,737	183,856	1,043,387	135,692
- 当期損益		(430,245)	(55,953)	370,350	48,164
		1,429,712	185,934	1,859,957	241,887
引当金					
- 納税引当金	7	93,657	12,180	452,411	58,836
- その他の引当金	9.3	784,895	102,076	0	0
		878,552	114,256	452,411	58,836
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		45,000	5,852	27,566	3,585
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	9	133,458	17,356	160,464	20,868
		178,458	23,208	188,030	24,453
負債合計		2,486,722	323,398	2,500,398	325,177

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2013年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2013年3月31日		2012年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	9.2	681,417	88,618	1,623,157	211,092
流動資産要素に係る評価調整	3	9,515	1,237	23,320	3,033
その他の営業費用	9.3	829,895	107,928	0	0
		<u>1,520,827</u>	<u>197,784</u>	<u>1,646,477</u>	<u>214,124</u>
損益に係る税金	7	13,150	1,710	148,146	19,266
		<u>1,533,977</u>	<u>199,494</u>	<u>1,794,623</u>	<u>233,391</u>
当期利益		0	0	370,350	48,164
費用合計		<u>1,533,977</u>	<u>199,494</u>	<u>2,164,973</u>	<u>281,555</u>
収益					
純売上高	9.1	1,099,616	143,005	2,148,067	279,356
その他の利息および財務収益					
その他の未収利息および類似収益		1,677	218	16,906	2,199
その他の営業収益		2,439	317	0	0
		<u>1,103,732</u>	<u>143,540</u>	<u>2,164,973</u>	<u>281,555</u>
当期損失		430,245	55,953	0	0
収益合計		<u>1,533,977</u>	<u>199,494</u>	<u>2,164,973</u>	<u>281,555</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2013年3月31日に終了した年度
(単位:ユーロ)

	注	2013年3月31日		2012年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	10	0	0	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2013年3月31日に終了した年度

注1. 事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理(2010年12月17日法(以下「ルクセンブルグ法」という。))の第125条の意味における)を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

当社は2013年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、SMBCニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05 (清算手続中)、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08 (清算手続中)、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミアム・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カンントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの20の投資信託を管理・運営している。

注2. 重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 . 債権

2013年3月31日および2012年3月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド (ABLファンド・シリーズ) のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。

これらの債権のクオリティは、将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示している。当期中、これらの流動性の低いファンドに関して行われた追加評価調整合計は、9,515ユーロ (2012年3月31日に終了した年度: 23,320ユーロ) にのぼった。

注4 . 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2012年3月31日現在残高	446,220	44,622	745,740	253,025	998,765	370,350
損益の繰入額	-	-	373,325	-	373,325	(373,325)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	(2,975)	(2,975)	2,975
当期利益	-	-	-	-	-	(430,245)
2013年3月31日現在残高	446,220	44,622	1,119,065	250,050	1,369,115	(430,245)

2012年5月31日に開催された年次株主総会は、2012年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7．税金

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで(同年を含む。)査定を行っている。

注8．その他の債務

2013年3月31日および2012年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	80,075	96,278
未払販売報酬	53,383	64,186
	133,458	160,464

注9. 純売上高およびその他の営業費用

9.1 純売上高

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,089,349	1,341,386
受領実績報酬	10,267	806,681
	<u>1,099,616</u>	<u>2,148,067</u>

9.2 その他の外部費用

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	562,958	764,805
払戻し実績報酬	10,267	806,681
その他の費用	108,192	51,671
	<u>681,417</u>	<u>1,623,157</u>

2013年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

2012年6月30日まで、当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領していた。報酬は、四半期毎に支払われる。2013年7月1日以降、当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド(毎月分配型)、および日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2012年10月31日付で、当社および日興オフショア・ファンズの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド(毎月分配型)を終了させることを決定した。

当社は、日興・プレミアム・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009

年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されている。2012年6月18日付で、当社および日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(円)、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(米ドル)、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(米ドル)を終了させることを決議した。当社は、当該四半期中のこれらのファンドの平均純資産価額に対して0.01%(年間最低報酬は250ユーロとする。)の年次管理報酬を受領する権利を有する。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て) / (円ヘッジあり)、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびSMBCニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から500米ドルの年次管理報酬を受領する。2010年12月21日付で、当社は管理会社として、受託会社と、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08の両ファンドを終了させることを決定した。

2012年6月18日付で、当社および日興オフショア・ファンズの受託会社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドを終了させることを決議した。当社は、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%(年間最低報酬は3,000ユーロとする。)の年次管理報酬を受領する権利を有する。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2013年3月31日に終了した期間の実績報酬は、10,267ユーロ(1,084,923円)であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2012年3月31日に終了した期間において、当社は806,681ユーロ(82,848,709円)の実績報酬を受領した。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

9.3 その他の営業費用

	2013年3月31日	2012年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	45,000	0
運用に係る引当金	784,895	0
	<u>829,895</u>	<u>0</u>

2012年6月18日付で、当社ならびに日興オフショア・ファンズおよび日興・プレミア・ファンドの受託会社は、日興オフショア・ファンズ-日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド(ABLファンド・シリーズ)のシリーズ・トラストを終了させることを決議した。

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社と当社との間で締結された質権設定契約を受けて、これらの債権のクオリティが将来において債務不履行の可能性があり得るリスク、または可能性が高いリスクを示していることを考慮し、償還手続中のこれらの流動性の低いファンドおよびその対象となるトレーディング・カンパニーの当座借越額に充当するために、784,895ユーロの引当金が設定された。

注10. オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト(以下「シリーズ・トラスト」という。)を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託(SICAV)の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるSICAVの評価額は、ゼロと決定されていた。

当該シリーズ・トラストの最終純資産価額は2012年10月3日付で計算され、最終償還手取金は2012年10月10日付で支払われた。

SICAVにおいては換金が不可能であり、当該換金の可能日が不確実であることから、当社は、シリーズ・トラストの受益者の利益のために、2012年10月3日付でかかる資産をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことを決議した。将来のいずれかの時点でかかる資産が換金された場合、当該換金により受領する手取金は、シリーズ・トラストがなお存在しているものとして、2012年7月31日付のシリーズ・トラストの帳簿に登録されているシリーズ・トラストの受益者に対して支払われる予定である。

したがって、かかる資産を、SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でSICAVの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるSICAVに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかか資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013 EUR	March 31, 2012 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors			
- becoming due and payable after less than one year	3	248 271	286 778
- Cash at bank		2 227 201	2 213 620
Prepayments and accrued income		11 250	0
Total assets		2 486 722	2 500 398
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. other reserves	6	1 369 115	998 765
		1 413 737	1 043 387
- Result for the financial year		(430 245)	370 350
		1 429 712	1 859 957
Provisions			
- Provisions for taxation	7	93 657	452 411
- Other provisions	9.3	784 895	0
		878 552	452 411
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
. becoming due and payable after less than one year		45 000	27 566
- Other creditors			
. becoming due and payable after less than one year	9	133 458	160 464
		178 458	188 030
Total liabilities		2 486 722	2 500 398

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2013

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2013 EUR	March 31, 2012 EUR
CHARGES			
Other external charges	9.2	681 417	1 623 157
Value adjustments on elements of current assets	3	9 515	23 320
Other operating charges	9.3	829 895	0
		<u>1 520 827</u>	<u>1 646 477</u>
Tax on profit or loss	7	13 150	148 146
		<u>1 533 977</u>	<u>1 794 623</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>370 350</u>
Total charges		<u><u>1 533 977</u></u>	<u><u>2 164 973</u></u>
INCOME			
Net turnover	9.1	1 099 616	2 148 067
Other interests and other financial income			
. Other interest receivable and similar income		1 677	16 906
Other operating income		2 439	0
		<u>1 103 732</u>	<u>2 164 973</u>
Loss for the financial year		<u>430 245</u>	<u>0</u>
Total income		<u><u>1 533 977</u></u>	<u><u>2 164 973</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off - balance sheet as at March 31, 2013
(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2013	March 31, 2012
		EUR	EUR
Assets held for third parties	10	0, --	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

The Company manages at March 31, 2013, 20 investment funds: Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05 (in liquidation), Nikko Activist Fund 2005-08 (in liquidation), Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2013 and March 31, 2012 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series).

The quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future. The total additional value adjustment made during the year regarding these illiquid funds amounts to EUR 9 515(year ended March 31, 2012 : EUR 23 320).

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 5 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% is reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserve	Result for the year
			(1)	(2)	(1) + (2)	
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2012	446 220	44 622	745 740	253 025	998 765	370 350
Allocation of the result	-	-	373 325	-	373 325	(373 325)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	(2 975)	(2 975)	2 975
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(430 245)
Balance at March 31, 2013	446 220	44 622	1 119 065	250 050	1 369 115	(430 245)

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2012 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2012.

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 7 - Taxation**

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 8 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2013 and March 31, 2012 is analysed as follows:

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Advisory fees payable	80 075	96 278
Distribution fees payable	53 383	64 186
	<u>133 458</u>	<u>160 464</u>

Note 9 - Net turnover and other operating charges**9.1 Net turnover**

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Management fees received	1 089 349	1 341 386
Performance fees received	10 267	806 681
	<u>1 099 616</u>	<u>2 148 067</u>

9.2 Other external charges

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	562 958	764 805
Performance fees reimbursed	10 267	806 681
Other expenses	108 192	51 671
	<u>681 417</u>	<u>1 623 157</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The related applicable fee rates as at March 31, 2013 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Until 30th June 2012, the Company received from Nikko Skill Investments Trust (Lux), an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. Since 1st July 2013, the Company receives from Nikko Skill Investments Trust(Lux), an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds -Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund(Monthly Distribution) and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

On 31st October 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds determine to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund(Monthly Distribution).

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. However, all payments of management fees from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund(US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended. . On 18th June 2012, the Company and the trustee of Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen), Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (US\$), Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2(Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2(US\$). The Company is entitled to an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter with a minimum of € 250 per year.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The Company receives from Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds - European High Yield, Premium Funds - Global Corporate Bond, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust - New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust - Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee of US\$ 500. On December 21, 2010 the manager and the Trustee of both Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 determined to terminate the funds.

On June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds resolved to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund. The Company is entitled to receive an annual management fee of 0.035% of the average net assets of this fund during the relevant quarter with a minimum of € 3,000 per year.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)****Note 9 - Net turnover and other operating charges (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended March 31, 2013 amounts to EUR 10 267 (JPY 1 084 923). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. For the period ended March 31, 2012, the Company received performance fee of EUR 806 681 (JPY 82 848 709).

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE"(Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

9.3 Other operating charges

	March 31, 2013	March 31, 2012
	EUR	EUR
Director's fees	45 000	0
Operating provisions	784 895	0
	<u>829 895</u>	<u>0</u>

On the June 18, 2012, the Company and the trustee of Nikko Offshore Funds and Nikko Premier Fund resolved to terminate Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund(ABL Fund series).

Following a pledge agreement signed between SMBC Nikko Bank(Luxembourg) S.A. and the Company, a provision of EUR 784 895 has been made in order to cover the overdraft amounts of these illiquid funds in liquidation and their underlying trading companies, considering that the quality of these debtors indicates a risk of possible or probable default in the future.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2013 (continued)

10. Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust was realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

The final net asset value of such Series Trust was calculated on October 3, 2012 and final liquidation proceeds were paid on October 10, 2012.

On October 3, 2012, the Company resolved that since the SICAV cannot be realised and since there is no certainty as to a possible date for such realisation, this asset will be held in custody by SMBC Nikko Bank(Luxembourg) S.A. for the benefit of the unitholders of the Series Trust. If at any time in the future, this asset is realised, any proceeds received from such realisation will be paid to the unitholders of the Series Trust registered in the books of the Series Trust on July 31, 2012, as if the Series Trust were still in existence.

Consequently it has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
株主各位
ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2013年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2013年5月28日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 28, 2013

KPMG Luxembourg S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。